

「ラー麦」ブランド化推進事業 企画提案公募実施要領

福岡県では、農林水産物ブランド確立対策の一環として、標記事業を実施します。

本事業の実施にあたっては、PRを効率的かつ効果的に行うため、広告・宣伝に関するノウハウを有する事業者に業務を委託することから、事業者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 目的

農林水産物ブランド確立対策における「ラー麦」のPRを効率的かつ効果的に実施するため、「「ラー麦」販売開始10周年PR業務」及び「「ラー麦」販売開始10周年PR資材の作成」に係る企画・運営する事業者を公募により選定し、業務を委託するもの。

2 事業の内容等

別途提示する仕様書のとおり

3 事業実施(業務委託)期間

契約締結の日から平成32年1月31日まで

4 予算規模

1,517,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加資格

次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 福岡県内に事業所(本店又は支社等)を有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接

な関係を有する者でない者。

(5) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。

(6) 企画提案公募説明会に参加し、説明を受けた者。

6 企画提案公募スケジュール

(1) 企画提案公募説明会

平成31年3月25日(月) 13:30～

場所 福岡県西総合庁舎 2階 中会議室

(福岡市中央区赤坂1-8-8)

※説明会への参加は企画提案に参加するための必須要件です。

参加される方は、参加申込書を3月22日(金)13時までにFAX
(092-643-3477)により、福岡県農林水産部水田農業振興課までお送りく
ださい。

(2) 企画提案提出期限及び提出先

① 提出期限 平成31年4月15日(月) *17時必着

② 提出方法 持参又は郵送 (電子ファイル不可)

③ 提出先 福岡県農林水産部水田農業振興課 農産振興係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) プレゼンテーション

書面審査通過の事業者には、最終審査としてプレゼンテーション審査を実施します。

平成31年4月23日(火) 14:00～(予定)

場所 福岡県西総合庁舎 3階会議室

(福岡市中央区赤坂1-8-8)

※詳細は書面審査通過者へ4月16日(火)17時までに、FAXにて通知します。

(4) 受託予定者の決定

平成31年4月25日(木)(予定)

プレゼンテーションの結果により決定します。

(5) 契約の締結

平成31年5月上旬予定

事業者決定後、速やかに契約を行います。

7 企画提案応募の手続

(1) 企画提案に係る提出書類の様式及び内容

応募にあたっての様式は、別添の「企画提案応募書」及び「経費見積書」とします。応募書に添付する「企画提案書」はA4版、片面印刷で、様式は自由とします。

ただし、企画提案書には次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。

①事業実施計画

- ・ 「ラー麦」販売開始10周年PR業務
- ・ 「ラー麦」販売開始10周年PR資材の作成
- ・ 上記実施（当日）までのスケジュール及び実施方法

② 事業の実施体制、運営管理方法

- ・ 事業を管理する者のもつノウハウ、実績等

③事業者の概要に関する資料

④委託事業を適切に実施するに十分な実績を記載すること

(2) 応募の無効

本要領に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

(3) 提出部数等

企画提案応募書及び経費見積書・・・1部

企画提案書（任意様式、A4版、片面印刷）・・・3部

(4) その他

- ① 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用します。
- ② 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とします。
- ③ 提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しません。

8 委託先の選定について

(1) 選考方法

第1次審査（書面審査）を通過した者の企画提案書についてプレゼンテーションを行い、審査会において内容について総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定します。

(2) 主な審査項目

- ① 実施計画及び実施体制は、円滑な事業運営が実施できるものとなっているか。
- ② 計画の内容は、十分な成果が得られるものとなっているか。
- ③ 事業実施に十分なノウハウ等を有しているか。

(3) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみであっても審査は実施し、審査の結果、企画の内容が本事業の内容に合致し、委託に適すると判断した場合は、当該事業者を最優秀提案者とします。

(4) 審査結果の公表

審査の結果、受託予定者に選定された事業者については4月26日（金）までにホームページ上で公表します。

9 契約について

- (1) 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、採用事業者から見積書を徴して、予算の範囲内において契約を締結します。

なお、契約締結に係る諸経費（印紙代等）は、受託者の負担とします。

- (2) 委託内容は、選定された提案をもとに細部を県と採用事業者で打合せの上決定します。

- (3) 福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約満了時に全額返還いたします。また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合等、契約保証金が減免される場合があります。

- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として

領収書で確認できるものを対象とします。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係のない経費や、備品の購入等事業者の財産取得となる経費は対象外とします。

(5) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

10 事業実施報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書を提出していただきます。なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいていただく必要があります。

11 問い合わせ

福岡県農林水産部水田農業振興課 農産振興係

担当：田中雄大、高田元気、日高達也

TEL：092-643-3472 FAX：092-643-3477